



北上市立鬼柳小学校【いじめ防止対策基本方針】

1. はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

本校は、学校教育目標『未来に向け、心豊かでたくましく生きる力を備えた子どもの育成』に取り組む中で、心の豊かさを育み、いじめを生まない環境を築くと共に、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができる学校とするため、「鬼柳小学校いじめ防止対策基本方針」を策定しました。

2. いじめ防止に向けた基本的な考え方（基本理念）

- * いじめは、人として決して許されない行為である。
- * いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうる可能性がある。
- * いじめは、さまざまな様態がある。
- * いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- * いじめは、解消後も注視が必要である。
- * いじめは、学校・家庭・社会などの全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

3. いじめを未然に防止するために

“児童に培わせたい力”

- 1 自他共にかけがえのない命があることへの理解と、他者に対して温かく接することのできる力
- 2 児童自身がいじめの問題の解決に向けて主体的に取り組む力
- 3 諸問題を話し合っ解決しようとする言語能力とコミュニケーション能力
- 4 心のサポート授業等を通して培うセルフケアやストレスマネジメントの力

“教職員による指導”

- 1 学校が、安心・安全で心の居場所となるような生活の保障と「絆づくり」
- 2 自己有用感や自己効力感等の自尊感情を育むための教育活動の充実
- 3 基礎・基本の定着と学習の達成感・成就感を体得させる授業の展開
- 4 対人関係の能力を培うための全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- 5 保護者、地域住民及び関係者との連携

“家庭・地域との連携”

- 1 PTA 総会で共有する「いじめ防止基本方針」
- 2 「保護者アンケート」による実態調査
- 3 道徳や集会活動等の授業公開

“いじめ防止に向けた組織体制の確立”

- 1 「いじめ防止対策委員会」の定期開催（アンケート実施後）
- 2 未然防止、早期発見のための取組を落とし込んだ年間プランの作成
- 3 生徒指導部を核とした月毎の活動提案（アンケートの実施や教育相談計画等）と評価

“学年及び児童会が展開する主体的取組”

- 1 児童会～気持ちのよい生活（あいさつ・言葉遣い）
- 2 学年等～好ましい友達関係づくりをねらう自治的文化的活動

4. いじめの早期発見・早期対応について

＜早期発見＞	＜早期対応＞
<ol style="list-style-type: none"> 1 児童が相談しやすいような信頼関係の構築 2 児童の日常観察と視点の共有化 3 児童アンケート（年3回）及び保護者アンケート（年2回）の実施 4 アンケート実施後に行う全児童との教育相談 	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ行為の制止と事実確認の徹底（児童や保護者の立場に立った情報収集と事実関係の明確化） 2 発見・通報後の速やかな「生徒指導委員会」の開催と、全職員で共有しての組織的対応 3 いじめと確認された場合の制止、再発防止、いじめに関わった児童及び保護者への支援と指導の継続
[相談窓口]	<ul style="list-style-type: none"> * 日常のいじめ相談（児童・保護者）～全教職員が対応 * スクールカウンセラーの活用～副校長が対応（担任と相談） * 地域からのいじめ相談～副校長・生徒指導主事

主な「いじめ防止対策」年間プラン

1 学期	2 学期	3 学期
4月 いじめ方針にかかる共通理解 SC のチラシを配布 〔授業参観・学級懇談 PTA 総会/家庭訪問〕 5月 学校生活アンケート①（児童） 保護者アンケート① 教育相談の実施① 6月 いじめ防止対策委員会① 7月 期末面談での共有 生徒指導研究会 気持ちのよい言葉遣いをしよう （児童会取組）	8月 新学期の新たな関係づくり 9月 心と体のアンケート（県教委） 11月 学校生活アンケート②（児童） 保護者アンケート② 教育相談の実施② いじめ防止対策委員会② 12月 期末面談での共有	1月 新学期の新たな関係づくり 学校生活アンケート③（児童） 教育相談の実施③ 2月 いじめ防止対策委員会③ 授業参観・学級懇談 3月 次年度への引継ぎ ※小中連携含む

